

鶴岡市住宅管理業務情報システム賃貸借（長期継続契約）仕様書

本仕様書は鶴岡市住宅管理業務情報システム（以下「住宅システム」という。）仕様書の要件について定めたものである。

1 履行

受注者は、善良な管理者の注意をもって業務に当たり、本仕様書及び契約に関連する法令等を遵守し、業務を適正に履行しなければならない。

2 仕様概要

（１）住宅システムは、法令等制度改正対応ができるものとする。

（２）ハードウェア・ソフトウェア・周辺機器等の仕様及び機器構成については、別紙２「機器構成一覧」と同等以上の性能、規格を有するものとする。なお、サーバ装置については以下のとおりとする。

ア 19 インチ ラックタイプ

イ 設置条件として、19 インチラックは既存ラック（NEC 製）を流用し、サーバ装置を既存コンソールユニット（NEC 製 17 型 LCD コンソールユニット）に接続できるようケーブル類を調達すること。

（３）現地調整作業

ア 調達機器に関する以下の経費については、受注者の負担とする。なお、作業場所は、当市が本所敷地内に設置する。期間は協議の上決定する。

（ア）ハードウェアの基本設定。（OS の設定、Office のインストール等）

（イ）LAN の設定。（ネットワーク設定、プリンタ設定等）

※LAN の設定にかかる消耗部品（HUB 及び LAN ケーブル等）が必要とされる場合は、当市が準備する。

（ウ）運搬・箱代・設置、その他導入に関わる諸経費。

（エ）搬入する際の梱包材、付属品等のうち発注者が不要と判断したもの等を受注者が搬入後引き取り、処分する際に発生する費用。

イ 納品時に不良品があった場合については、原則全部を新品と交換する。

ウ 現地調整作業従事者名簿及び納入計画書を提出すること（様式は任意とする）。

※機器の設置については、当市で閉庁日を指定して実施する場合がある。

エ 作業責任者（代理含む）が 1 名以上常駐すること。当市からの指示は作業責任者へ行う。

オ 現地調整作業の外部委託は認める。

カ 本市の指定する場所に機器を設置し、既存ネットワーク環境で安定した稼動ができるように設定を行うこと。

3 システム及びハードウェア保守

（１）システム保守

ア サーバで毎日バックアップされ、緊急時には直ぐ復旧可能な状態であること。

イ 業務担当職員からシステムの仕様・操作等に関する各種相談や問合せ等について適宜対応を行うこと。

ウ 運用マニュアル及び操作マニュアルの整備、提供を行うこと。

エ 職員研修として、システム稼働前に業務担当職員に対して操作研修、運用についての説明等の職員研修を行うこと。研修に必要とする資料及び機器を準備すること。ただし、研修会場は当市にて用意する。

オ 住宅システムが安定稼働するために、障害発生時は２時間以内に保守対応すること。
(バックアップソフト、電源管理ソフトを含む。)

(2) ハードウェア保守

ア 保守費支払対象期間は令和９年３月１日から令和１４年２月２９日までとする。

イ 障害発生時は、原則２時間以内に保守対応すること。

ウ イ以外のハードウェア保守は、次の対応とする。

エ 障害発生時の対応については、「別記 ハードウェアに関する納品後の障害の対応」のとおりとする。

(3) その他

ア 障害復旧作業後は、速やかにその内容について文書で報告を行うこと。

イ 住宅システムのセキュリティパッチ等について情報提供を行うとともに、適用による住宅システムの影響等を調査・報告し、協議の上適用を実施すること。

ウ 住宅システムが安定稼働するための必要なバージョンアップは、通常保守の範囲内で行うこと。

4 システム要求一覧

別紙３「要求機能一覧」のとおりとする。

5 セキュリティー対策

作業にあたっては、紛失や情報漏えいなど発生しないようセキュリティ対策を講じること。

6 データ移行

(1) 現行システムにおける移行対象データについては、協議の上 CSV データとして提供する。

(2) 現行システムで保有する情報のうち、新システムを稼働するにあたり必要なデータについては、基本的に対象データを全て移行すること。

(3) 対象データにない管理項目が住宅システムにある場合は、後追い登録の処理を行うことが可能なこと。

(4) 安全、確実にデータ移行ができ、移行データの確認など職員負荷を軽減できる移行方策であること。

ア 本調達で導入を行うシステムにおいては、保有するすべてのデータに関して 契約終了後、CSV データ等の可読性の高いレイアウトでのデータ提出を行うこと。その際のデータ抽出に係る費用は、全て調達範囲に含めること。

イ 次期システムへの移行のために必要な技術情報の提供を行うこと。

7 契約期間

契約締結日から令和１４年２月２９日まで。

8 賃貸借及びシステムサービス利用期間

令和９年３月１日から令和１４年２月２９日の６０ヶ月とする。

9 納入期限

令和９年２月２６日（金）

1 0 納入場所

- (1) クライアント5台（ディスプレイ除く）及びプリンタ1台

鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市役所本所建築課

- (2) サーバ

鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市役所本所デジタル政策推進課

1 1 その他

(1) 個人情報漏えい防止の観点から、セットアップ等及び保守作業において鶴岡市役所本所及び地域庁舎以外の外部へデータは持ち出せないものとする。

(2) Microsoft Office のライセンス所有権は、契約期間延長の有無にかかわらず、当初の契約期間満了後無償で鶴岡市に移転するものとする。

(3) 返却時にかかる経費（運搬費及び処分費等）は受注業者の負担とする。

(4) 返却時にハードディスク内の全データ（OS、再セットアップ領域を含む）を完全に消去した状態で返却する。

(5) 契約締結した翌年度以降において、予算の減額又は削減により契約を変更又は解除する必要がある場合は別途協議を行う。

(6) 仕様書の定めのないものについては、発注者、受注者で別途協議する。

1 2 個人情報の保護

受注者は、本物件の業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、「別記 個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。